

鳥取県公報

令和2年3月27日(金) 号外第39号

毎週火·金曜日発行

		目 次
\Diamond	企業局管理規程	鳥取県企業局財務規程の一部を改正する規程(2)(経営企画課)・・・・・・・・2
\Diamond	病院局管理規程	鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(1)(総務課)・・・・6 鳥取県病院局財務規程の一部を改正する規程(2)(")・・・・・・・・・・・・・・・9
\Diamond		鳥取県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令(1)(監査第一課)・・・・・・20
	X X WILL	

企業局管理規程

鳥取県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。 令和2年3月27日

> 鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業局管理規程第2号

鳥取県企業局財務規程の一部を改正する規程

鳥取県企業局財務規程(昭和38年鳥取県企業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄								る規定			うに改	正する。	
		改	正後						改	正前			
		できる経費				'-			できる経費	•			
												る経費は、政令	
			までに掲げるも						第13号	までに掲げるも			
	ののほか、次のとおりとする。								次のとおり	とする。			
(1)・(2) 略								(2)					
								<u>賃金</u>					
(3)							(4)						
(4)	略					-	(5)	略					
(賠償責	責任を	有する職員	負の指定)			()	倍償責	賃任を	有する職員	(の指定)			
第66条の	D2 }	法第34条σ	規定にお	らいて	準用する地方自	第6	66条の	2	法第34条の	規定にお	3いてi	準用する地方自	
治法	(昭和:	22年法律第	第67号)	第243	条の2の2第1	_	台法	(昭和	22年法律第	第67号) 🧃	第243彡	条の2第1項後	
項後	登 の規定	定により指	定する職	銭員は	、次の各号に撂	1	<u> 没</u> の規	見定に	より指定す	る職員に	は、次の	の各号に掲げる	
げる耶	戦員と	する。				J	職員とする。						
(1)	~(4)	略					(1)~	~(4)	略				
□	• <i>(hh</i> -	0 /2 /th 11	o A HH IT)			nu-	+- <i>/r/</i> r	(h.h.	0 7 15 11	、夕 BB <i>は</i> 、)			
		6 条、第49 5 東							6条、第49				
		気事業勘定				,			気事業勘定				
		〜収益の部) 哈						~収益の部) 哈			
	用の部 弗田							見の部					
款	費用項		節	細	備考		款	費用項	目	節	細	備考	
水人	垻	Ħ	니코	節	/佣 45		水	垻	Ħ	即	節	加与	
電				III.			電				川		
気							気						
事							事						
業							業						
費							費						
用用							用用						
713	営						/11	営					
	業							業					
	費							費					
	用用							用用					
ı	1 /13		l	l	l I		l	/13	ļ			I	

(何)水 力発電 費	略	略	略	(何)水 力発電 費	略 賃金	略	略 <u>定数内職員</u> <u>以外の者に</u>
	略建修		略 「水力発電 設備」の「建		略建修		対する給与 及びこれに 準ずるもの を整理す る。 略 「水力発電 設備」の「建
	費		物」のする自動をを表すのでは、事がある。というでは、事がある。というでは、事がある。というでは、ないのは、ないのは、ないのでは、ないでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない		費		物」の修名のである。自身では、事での、事が、事に、事に、事に、ないのでのでは、ないでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないでは、ないのでは、ないのでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないので
			等、請負業 者への支給 材料費、請 負業者に支 払った請 代価、修繕 工事のため				等、請負業 者 材料費、請 負業者に う う う う う き う き う き う き う き う き う う う ら ら う ら う
	略	略	に支出した補償費、雑費等を整理する。略		略	略	に支出した 賃金、補償 費、雑費等 を整理す る。 略
	固資除費	除却損	除却に関し て直接要し た消耗品費		固資除費	除却損	除却に関し て直接要し た <u>賃金、</u> 消
			及び諸費を含む。				耗品費及び 諸費を含む。

				略							略	
			略		略					略		略
		(何)風			略				(何)風			略
		力発電							力発電			
		費							費			
			略	略						略	略	
										賃金		
			略	略						略	略	
		(何)太			略				(何)太			略
		陽光発							陽光発			
		電費							電費			
			略	略						略	略	
										賃金		
			略	略						略	略	
		(何)送			略				(何)送			略
		電費							電費			
										賃金		
			略	略	略					略	略	略
		一般管			略				一般管			略
		理費							理費			
			略	略						略	略	
										賃金		
	略	略	略	略	略			略	略	略	略	略
鳥取児	製工	業用水道事	業勘定科	11		. ,	鳥取児	人営工	業用水道事	業勘定和	↓ 月	

鳥取県営工業用水道事業勘定科目

資産の部~収益の部 略

費用の部

9 費用

科	款	項	目	節	備
目					考
費					
用					
	工業用				
	水道事				
	業費用				
		営			略
		業			
		費			
		用			
			原		
			水		
			費		
				略	

資産の部~収益の部 略

費用の部

9 費用

科	款	項	目	節	備
目					考
費					
用					
	工業用				
	水道事				
	業費用				
		営			略
		業			
		費			
		用			
			原		
			水		
			費		
				略	
				<u>賃金</u>	

		略	略	略	略				略	略	略	略
(注)	略						(注)	略				
鳥取県	具営埋立事業	業勘 定	科目			J	鳥取県	人営埋立事業	業勘 定	科目		
資産	その部~収益	益の部	略				資産	をの部~収益	益の部	略		
費用	月の部						費用	月の部				
10	費用		1				10	費用				
科	款	項	目	節	備		科	款	項	目	節	備
目					考		目					考
費							費					
用							用					
	埋立事							埋立事				
	業費用							業費用				
		営							営			
		業							業			
		費							費			
		用							用			
			略	略						略	略	
			-							-		
			般							般		
			管							管		
			理							理		
			費							費		
				略							略	
											賃金	
		略	略	略	略				略	略	略	略

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

病院局管理規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。 令和2年3月27日

鳥取県営病院事業管理者 中 林 宏

鳥取県病院局管理規程第1号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第7号)の一部を次のように改正 する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(給料表)	(給料表)
第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおり	第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおり
とする。	とする。

とする。			とする。		
種	類	適用範囲	種	類	
略			略		
医療職	略		医療職	略	
給料表	医療職	局長(医療技術局長に限	給料表	医療職	,
(別表	給料表	る。)、副局長(医療技術局	(別表	給料表	
第2)	(2)	の副局長に限る。) <u>、参事 (医</u>	第2)	(2)	
		療技術局の参事に限る。)、			
		部長(薬剤部長に限る。)、			
		室長(中央放射線室長、中			
		央検査室長、リハビリテー			
		ション室長、臨床工学室長			4
		及び栄養管理室長に限			i
		る。)、副部長、副室長(医			
		療技術局の副室長に限			1
		る。)、主幹(医療技術局の			Ì
		主幹に限る。)、副主幹(医			
		療技術局の副主幹に限			
		る。)、臨床検査主任、薬剤			4.
		主任、臨床心理主任、理学			-
		療法主任、作業療法主任、			,
		言語聴覚主任、視能訓練主			11.4.1
		任、臨床工学主任、管理栄			3
		養主任、歯科衛生主任、診			
		療放射線主任、臨床検査技			
		師、薬剤師、臨床心理士、			
		理学療法士、作業療法士、			
		言語聴覚士、視能訓練士、			1
		臨床工学技士、管理栄養士、			
		歯科衛生士及び診療放射線			

とする。		
種	類	適用範囲
略		
医療職	略	
給料表	医療職	局長(医療技術局長に限
(別表	給料表	る。)、副局長(医療技術局
第2)	(2)	の副局長に限る。)、部長(薬
		剤部長に限る。)、室長(中
		央放射線室長、中央検査室
		長、リハビリテーション室
		長、臨床工学室長及び栄養
		管理室長に限る。)、副部長、
		副室長(医療技術局の副室
		長に限る。)、主幹(医療技
		術局の主幹に限る。)、副主
		幹(医療技術局の副主幹に
		限る。)、臨床検査主任、薬
		剤主任、臨床心理主任、理
		学療法主任、作業療法主任、
		言語聴覚主任、視能訓練主
		任、臨床工学主任、管理栄
		養主任、歯科衛生主任、診
		療放射線主任、臨床検査技
		師、薬剤師、臨床心理士、
		理学療法士、作業療法士、
		言語聴覚士、視能訓練士、
		臨床工学技士、管理栄養士、
		歯科衛生士及び診療放射線
		技師
	Ī	l e e e e e e e e e e e e e e e e e e e



 $2 \sim 4$ 略

(初任給、昇格、昇給等の基準)

業職員、給料表の適用を受けない者で臨時的に任用す る職員及び会計年度任用職員(地方公務員法第22条の 2第1項に規定する職員をいう。)を除く全てのもの をいう。) の初任給、昇格、昇給等に関する基準につ いては、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条 例第3号。以下「給与条例」という。) の適用を受け る者の例による。

2 略

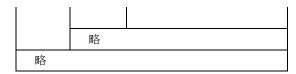
(防疫等業務手当)

- $(1)\sim(4)$ 略
 - (5) 職員が感染症予防法第6条第2項、第3項、第 7項及び第9項に定める感染症並びに管理者がこれ らに相当すると認める感染症の病原体に汚染されて いる区域において行う患者の看護、当該病原体の付 着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作 業、当該区域から患者を移送する業務又は管理者が これらに相当すると認める業務(第1号から前号ま での業務に該当するものを除く。) に従事したとき。
- 2 略

(休日勤務手当)

- 定める日は、次の各号に定める日とする。
 - (1)・(2) 略
 - (3) 勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定に 基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外 の職員にあっては、勤務時間条例第11条に規定する 祝日法による休日が勤務時間条例第4条又は第5条 の規定に基づく週休日に当たるときは、職員等の給 与の支給に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会 規則第3号。以下「給与支給規則」という。) 第21 条の2第1項に規定する日
 - (4) 略

別表第4(第3条、第4条関係) 行政職給料表級別職務分類表



 $2\sim4$ 略

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第5条 職員(職員のうち、病院局特定任期付職員、現 第5条 職員(職員のうち、病院局特定任期付職員、現 業職員及び給料表の適用を受けない者で臨時的に任用 する職員及び非常勤職員を除く全てのものをいう。) の初任給、昇格、昇給等に関する基準については、職 員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。 以下「給与条例」という。)の適用を受ける者の例に よる。

2 略

(防疫等業務手当)

- 第13条 防疫等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。|第13条 防疫等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。 $(1)\sim(4)$ 略
 - (5) 職員が感染症予防法第6条第2項、第3項、第 7項及び第9項に定める感染症並びに管理者がこれ らに相当すると認める感染症の病原体に汚染されて いる区域において行う患者の看護、当該病原体の付 着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作 業又は当該区域から患者を移送する業務(第1号か ら前号までの業務に該当するものを除く。) に従事 したとき。
 - 2 略

(休日勤務手当)

- 第18条 条例第15条第1項に規定する企業管理規程で|第18条 条例第15条第1項に規定する企業管理規程で 定める日は、次の各号に定める日とする。
 - (1)・(2) 略
 - (3) 勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定に 基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外 の職員にあっては、勤務時間条例第11条に規定する 祝日法による休日が勤務時間条例第4条又は第5条 の規定に基づく週休日に当たるときは、職員の給与 の支給に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規 則第3号。以下「給与支給規則」という。) 第21条 の2第1項に規定する日
 - (4) 略

別表第4(第3条、第4条関係) 行政職給料表級別職務分類表

職務の級	職務
略	
7級	1 副院長の職務
	<u>2</u> 局長の職務
	3 副局長(管理者が必要と認め
	た者に限る。)の職務

備考 略

別表第5 (第3条、第4条関係)

イ 医療職給料表(2)級別職務分類表

職務の級	職務
略	
6級	副局長、部長 <u>、室長又は参事</u> の職 務
略	

ウ略

別表第7(第7条、第20条関係)

職	区分
略	
局長(管理者が必要と認めた者	2種
に限る。)	
副院長	
副局長(管理者が必要と認めた	
者に限る。)	
略	

職	務の級	職務
略	\$	
7 剎	及	
		局長の職務

備考 略

別表第5 (第3条、第4条関係)

イ 医療職給料表(2)級別職務分類表

職務の級	職務				
略					
6級	副局長、部長 <u>又は室長</u> の職務				
略					

ウ略

別表第7 (第7条、第20条関係)

職	区分
略	
局長(管理者が必要と認めた者	2種
に限る。)	
副院長	
略	

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

鳥取県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県営病院事業管理者 中 林 宏 敬

鳥取県病院局管理規程第2号

鳥取県病院局財務規程の一部を改正する規程

2 前項に規定する「重要性の乏しいもの」とは、 の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定め

鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改 正 前
目次	目次
第1章~第7章 略	第1章~第7章 略
第8章 リース会計に係る特例(第61条の2)	
第9章 引当金(第61条の3-第61条の9)	
<u>第10章</u> 予算(第62条・第63条)	<u>第8章</u> 予算(第62条・第63条)
<u>第11章</u> 決算(第64条-第67条)	<u>第9章</u> 決算(第64条-第67条)
<u>第12章</u> 契約(第68条-第70条)	<u>第10章</u> 契約(第68条-第70条)
<u>第13章</u> 雑則(第71条・第72条)	<u>第11章</u> 雑則(第71条・第72条)
附則	附則
(物品の範囲)	(物品の範囲)
	第43条 この章において「物品」とは、次に掲げるも
のをいう。	<i>のを</i> いう。
	(1) 備品(取得価額が5万円以上10万円未満のも
	の(第3号に規定する消耗品及び第54条に規定す
() mts	る固定資産を除く。))
(2) 消耗品(貯蔵の状態にしないで、1年以内に	
消耗するもの又は取得価額が <u>10万円</u> 未満のもの (第54条に規定する固定資産を除く。))	消耗するもの又は取得価額が <u>5万円</u> 未満のもの (第54条に規定する固定資産を除く。))
(第34末に就たりの回足員座を除く。))	(4) 略
(4) 略	(5) 略
(5) 略	(6) 略
(0) мд	<u>(0)</u> MD
(減価償却の方法)	 (減価償却の方法)
第61条 略	第61条 略
7,7017/K	20012/4 60
第8章 リース会計に係る特例	
(重要性の乏しいリース資産についての特例)	
第61条の2 前章の規定にかかわらず、リース資産(重	
要性の乏しいものに限る。) については、規則第55	
条の規定により、賃貸借取引に係る方法に準じて会	
計処理を行うものとする。	

る条件に該当するものをいう。

- (1) 所有権移転ファイナンス・リース取引 次の いずれかの条件
 - ア 購入時に費用処理するものであること。
 - <u>イ</u> リース期間が1年以内であること。
- (2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 次 のいずれかの条件
 - ア 購入時に費用処理するものであること。
 - <u>イ</u> リース期間が1年以内であること。
 - ウ 一契約当たりのリース料の総額が3百万円以 <u>下であること。</u>

第9章 引当金

(引当金の計上)

- 第61条の3 将来の特定の費用又は損失(規則第22条 に規定するものに限る。)の金額については、次に 掲げる引当金として予定貸借対照表等(同条に規定 する予定貸借対照表等をいう。) に計上し、当該事 業年度の負担に帰すべき引当額を費用に計上するも のとする。
 - (1) 退職給付引当金
 - (2) 賞与引当金
 - (3) 法定福利費引当金
 - (4) 修繕引当金
 - (5) 特別修繕引当金
 - (6) 貸倒引当金
 - (7) その他引当金

(退職給付引当金の計上方法)

第61条の4 退職給付引当金の計上は、簡便法(当該 事業年度の末日において全職員(同日における退職 者を除く。) が自己の都合により退職するものと仮 定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法 をいう。) によるものとする。

(賞与引当金の計上方法)

第61条の5 賞与引当金は、期末手当及び勤勉手当の 次期の支給見込額のうち、当期の負担に属する額を 計上するものとする。

(法定福利費引当金の計上方法)

第61条の6 法定福利費引当金は、法定福利費の次期 の支給見込額のうち、当期の負担に属する額を計上 するものとする。

(修繕引当金の計上方法)

第61条の7 修繕引当金は、当該事業年度以前に発生 した有形固定資産の損傷に対して、修繕の必要性が 翌事業年度において確実に見込まれる場合に限り、 計上するものとする。

(特別修繕引当金の計上方法)

第61条の8 特別修繕引当金は、法令による義務付け 等により、有形固定資産の修繕の発生が数事業年度 ごとに定期的に見込まれる場合に限り、計上するも のとする。

(貸倒引当金の計上方法)

第61条の9 貸倒引当金は、破産更正債権及びこれに 準ずる債権の債権額のうち回収不能と見込まれる額 を計上するものとする。

第10章 予算

第11章 決算

(決算整理)

各号に掲げる手続により、振替伝票を発行して決算 整理をしなければならない。

- (1) 略
- (2) 固定資産の減価償却及び除却
- (3) 長期前払消費税の償却
- $(4)\sim(6)$ 略
- (7) 未払費用等の経過勘定に関する整理

(勘定の締切)

第65条 出納員は、前条の規定による決算整理が終了 第65条 出納員は、前条の規定による修正記入が終了 したときは、各勘定の締切を行わなければならない。

第12章 契約

第13章 雑則

(賠償責任を有する職員の指定)

第71条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第 第71条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第 34条の規定において準用する地方自治法第243条の 2の2第1項後段の規定により指定する職員は、次 に掲げる職員とする。

 $(1)\sim(3)$ 略

別表(第6条関係)

第8章 予算

第9章 決算

(決算整理)

第64条 出納員は、事業年度の期末決算のため、次の|第64条 出納員は、事業年度の期末決算のため、次の 各号に掲げる手続により、振替伝票を発行して修正 記入をしなければならない。

- (1) 略
- (2) 固定資産の減価償却
- (3) 繰延勘定の償却
- $(4)\sim(6)$ 略

(勘定の締切)

したときは、各勘定の締切を行わなければならない。

第10章 契約

第11章 雑則

(賠償責任を有する職員の指定)

34条の規定において準用する地方自治法第243条の 2第1項後段の規定により指定する職員は、次に掲 げる職員とする。

 $(1)\sim(3)$ 略

別表(第6条関係)

- 1人皿	収益							
款	項	目	節	備考				
病院								
事 業								
収益								
	略	略	略	略				
	医 業			略				
	外収							
	益							
		受 取		略				
		利息						
		配当						
		金						
			略					
			有 価					
			証 券					
			利 息					
			配当					
			金					
			その					
			他 利					
			<u>息</u>					
	略	略	略	略				

収益

款	項	目	節	備考
病院				
事 業				
収益				
	略	略	略	略
	医 業			略
	外収			
	益			
		受 取		略
		利 息		
		配当		
		金		
			略	
			有 価	
			証 券	
			利 息	
			配当	
			金	
	略	略	略	略

費用

款	項	目	節	備考
病 院				
事 業				
費用				
	医 業			
	費用			
		給 与		
		費		
			(給	略
			料)	
			略	略
			医療	常勤の臨床
			技 術	検査技師、薬
			員給	剤師、理学療
				法士、管理栄
				養士、歯科衛
				生士、診療放
				射線技師等
				に対する給料
			<u>管 理</u>	常勤の病院

費用

款	項	目	節	備考
病 院				
事 業				
費用				
	医 業			
	費用			
		給 与		
		費		
			(給	略
			料)	
			略	略
			医療	常勤の臨床
			技 術	検査技師、薬
			員給	剤師、理学療
				法士、管理栄
				養士、歯科衛
				生士、診療放
				射線技師等
				に対する給料

	者給	事業管理者			
		に対する給料			
	事務	常勤の事務		事 務	常勤の事務
	員給	員等に対する		員給	員等に対する
	24/14	給料		27/14	給料
	会 計	常勤の会計			//idi/ I
	年度	<u>市勤の芸計</u> 年度任用職			
	任用	<u>員等に対する</u>			
	職員	<u>給料</u>			
	<u>等給</u>	m.tz		m/z	m/z
	略	略		略	略
	(手	略		(手	略
	当)			当)	
	略	略		略	略一,
	医療	同上		医療	同上
	技 術			技 術	
	員 手			員 手	
	当			当	
	<u>管理</u>	<u>同上</u>			
	者 手				
	<u>当</u>				
	事 務	同上		事 務	同上
	員 手			員 手	
	当			当	
	<u>会 計</u>	<u>同上</u>			
	年 度				
	任 用				
	職 員				
	<u>等 手</u>				
	<u>当</u>				
	略	略		略	略
	(報	臨時又は非		(報	臨時又は非
	酬)	常勤の <u>職員</u>		酬)	常勤の顧問、
		及び顧問、参			参与、嘱託員
		与、嘱託員等			等の役員に対
		の役員に対す			する報酬
		る報酬			
				(賃	臨時又は非
				金)	常勤の職員
					の報酬
	略	略		略	略
			材料		
費			費		
	略	略		略	略
	診療	ア) 略		診療	ア) 略
	10 原			10 万	/ / 単位

1 1	121/ 44		1	1	14 44	//
	材料	イ) 診療用			材料	イ) 診療用
	費	具(患者の			費	具(患者の
		用に供する				用に供する
		ものを含				ものを含
		む。)等で				む。)等で
		あって、1				あって、1
		年以内に				年以内に
		消耗するも				消耗するも
		の <u>、10万円</u>				の <u>又は5万</u>
		未満のもの				円未満の
		又は使用				もの。例え
		回数に制				ば、注射
		限のあるも				針、注射
		<u>の</u> 。例えば、				筒、ゴム管、
		注射針、注				薬瓶、
		射筒、ゴム				試験管、
		管、薬瓶、				シャーレ、
		試験管、				体温計、氷
		シャーレ、				枕等の費
		体温計、氷				用
		枕等の費				
		用				
		ウ) 略				ウ) 略
	略	略			略	略
					医療	診療用具(患
					<u>消 耗</u>	者の用に供す
					備品	るものを含
					<u>費</u>	む。) 等で
						あって、5万
						円以上10万
						円未満のもの
						(1年以内
						に消耗するも
						のを除く。)。
						例えば、聴診
						器、血圧計、
						鉗子、鈎類等
						の費用
経費				経費		
	略	略			略	略
	消耗	事務用、管理			消耗	事務用、管理
	品費	用等に使用			品費	用等に使用
		するもので				するもので
		あって1年以				あって1年以
		内に消耗する				内に消耗する
 ·		!	 •	•		Į

			もの又は <u>10万</u>
			<u>円</u> 未満のも
			の。例えば、
			帳簿、諸用
			紙、ゴム印等
			の事務用品、
			電球、洗剤、
			掃除用品等
			の費用
略	略	略	略

もの又は<u>5万</u> 円未満のも の。例えば、 帳簿、諸用 紙、ゴム印等 の事務用品、 電球、洗剤、 掃除用品等 の費用 事務用、管理 消耗 用の用具等 備品 であって、5 万円以上10 万円未満の もの(1年以 内に消耗する ものを除 く。)。 略

費

略

資産

款	項	目	節	備考
固定	略			略
資産				
		略		
	無形			
	固定			
	資産			
		略		略
		IJ —		略
		ス資		
		産		
		<u>ガ ス</u>		
		<u>供給</u>		
		施設		
		<u>利 用</u>		
		<u>権</u>		
		水 道		
		施設		
		<u>利 用</u>		
		権		
	略	略	略	略
流 動				
資産				

資産

略

略

款	項	目	節	備考
固 産	略無固資産	略・リス産ー資		略 略
流 動資産	略	略	略	略

略	略	略
貯 蔵		
묘		
	略	略
m fr	m to	m fee
略	略	略
前 払		
費用		
	前払	
	<u>保険</u>	
	<u>料</u>	
	未 経	
	過 保	
	険料	
略	略	略

略	略	略
貯 蔵		
品		
	略	略
	医療	医療消耗備
	消 耗	品(医療消耗
	備品	備品費参照)
		の棚卸高
	消耗	消耗備品(消
	備品	耗備品費参
		照)の棚卸高
略	略	略
前 払		
費用		
	1. 67	
	未経	
	過保	
m <i>k</i> z	険料 100	m <i>l</i> -z
略	略	略

負債

款	項	目	節	備考
略	略	略		略
繰 延				
収益				
	長 期			略
	前 受			
	金			
		略		
	長 期			
	<u>前 受</u>			
	金 収			
	益化			
	累 計			
	<u>額</u>			
		再 評		
		<u>価 積</u>		
		立 金		
		受 贈		
		<u>財産</u>		
		<u>評価</u>		
		額		

負債

款	項	目	節	備考
略	略	略		略
繰 延				
収益				
	長 期			略
	前 受			
	金			
		略		

金 補助 金 負担 金 その 他長 期前	寄 付			Ī		
金 負担 金 その 他長 期前						
<u>負担</u> 金 <u>その</u> 他長 <u>期前</u>	<u>補助</u>					
<u>金</u> <u>その</u> 他長 <u>期前</u>	<u>金</u>					
<u>その</u> 他長 期前	<u>負担</u>					
<u>他 長</u> <u>期 前</u>						
<u>期前</u>	'					
<u> </u>	<u>受金</u>					

資本金

略		
---	--	--

剰余金

 款	項	目	節	備考
剰余				
金				
	資 本			
	剰余			
	金			
		再 評		
		価 積		
		立金		
		受 贈		
		財産		
		評価		
		額		
		寄附金		
		補助		
		金金		
		その		
		他資		
		本 剰		
		余金		
	利益			
	剰 余			
	金			
		減債		
		積 立		
		金		
		利益		
		積 立		
		金		

3/4-				
124	\neg	\leftarrow	/-	~
\blacksquare	/-	-	7	7

到全全

剰余金	項	目	節	備考
	供	Ħ	即	训制有
資本				
剰 余				
金				
	再 評			
	価 積			
	立金			
	受 贈			
	財産			
	評価			
	額			
	寄 附			
	金			
	補助			
	金			
	その			
	他資			
	本 剰			
	余金			
利 益				
剰 余				
金				
	減債			
	積 立			
	金			
	利益			
	積 立			
	金			
	その			
	他 積			

の積金年未分益余当度処欠金繰利剰金度残(越損年末高当度利(年純失)を他立当度処利剰金年未理損が、「は損年末高当度利(年純失	立当度処利剰金は年未理損を基本の益余で、は越損年末高当度利(は年純失を他処利剰金が経済の利益ので、は越損年末高当度利(は年純失を他処利剰金動類を受験、年純益又当度損、の未分益余を関した。というは、対しに対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対
---	---



附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県病院局財務規程の規定は、令和2年度以後の鳥取県営病院事業の会計について適用する。

代表監查委員訓令

鳥取県代表監査委員訓令第1号

鳥取県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和2年3月27日

> 鳥取県代表監査委員 小 林 敬 典

鳥取県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令

鳥取県監査委員事務局組織規程(昭和47年鳥取県代表監査委員訓令第2号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前に欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(課の設置) 第2条 事務局に、次の課を置く。 監査第一課 監査第二課	(課の設置) 第2条 事務局に、次の課を置く。 監査第一課 監査第二課 <u>監査第三課</u>
(課の分掌事務) 第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。 監査第一課 (1)~(7) 略 (8) <u>業務適正化評価報告書</u> の審査に関すること。	(課の分掌事務) 第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。 監査第一課 (1)~(7) 略 (8) 県の適正な業務の執行等の確保に関する方針及 びこれに基づき整備した体制について評価した報告 書(以下「評価報告書」という。)の審査に関する こと(他課の所掌に属するものを除く。)。
 (9) 健全化判断比率等の審査に関すること。 (10) 外部監査に関すること。 (11) 情報セキュリティ及びウェブサイトの管理に関すること。 (12) 研修に関すること。 	
 監査第二課 (1) 行政監査に関すること。 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 随時監査に関すること。 (7) 住民監査請求に係る監査に関すること。 	監査第二課 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 中国五県担当者会議に関すること。 (6) 評価報告書の審査に関すること(事務局長が別した定めるものに限る。)。
(8) 請求(前号に掲げるものを除く。) 又は要求に 基づく監査に関すること。 (9) 職員の賠償責任に係る監査等に関すること。	

監査第三課

- (1) 行政監査に関すること。
- (2) 健全化判断比率等の審査に関すること。
- (3) 外部監査に関すること。
- (4) 随時監査に関すること。
- (5) 住民監査請求に係る監査に関すること。
- (6) 請求(前号に掲げるものを除く。) 又は要求に 基づく監査に関すること。
- (7) 職員の賠償責任に係る監査等に関すること。
- (8) 情報セキュリティ及びウェブサイトの管理に関 すること。
- (9) 研修に関すること。
- (10) 評価報告書の審査に関すること(事務局長が別 に定めるものに限る。)。

2 略

2 略

附則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。